

# 災害時における支援協力に関する協定書

加古川市

加古川商工会議所

# 災害時における支援協力に関する協定書

加古川市（以下「甲」という。）と加古川商工会議所（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、加古川市において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

## （協力の内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、可能な限り協力するよう努めるものとする。

- (1) 乙の所有または管理する施設の一部（ロビー等）並びに駐車場等を一時避難場所として被災者（住民・帰宅困難者・要配慮者等）に提供すること。
  - (2) 乙の施設において、被災者に対し、水、食料配給（炊き出し等による）・寝具、トイレ、入浴設備等を提供すること。
  - (3) 乙の施設において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を提供すること。
  - (4) 乙の施設において、災害対応に従事する帰宅困難な甲の職員及び他自治体からの災害応援職員に対して宿泊施設を提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができるものとし、相互に可能な限り協力するよう努めるものとする。

## （協力経費の負担）

第3条 前条に規定する協力を要した経費の負担（食費及び寝具等の提供に係るクリーニング代等）については、原則として、甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり発生した災害により、経費が莫大なものとなるときは、甲は乙と別途協議するものとする。

- 2 協力を要した経費の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理してから速やかに甲が乙に支払うものとする。

## （支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害時には速やかに連絡をとるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法について協議し定めておくものとする。

3 連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

（平時の取り組み）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 甲又は乙からの防災訓練への参加依頼があった場合、甲又は乙は、できる限り防災訓練の参加に努めるものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、本協定締結日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙が協議し異議がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月28日

甲：加古川市加古川町北在家 2000 番地

加古川市

加古川市長      岡田 康裕

乙：加古川市加古川町溝之口 800

加古川商工会議所

会頭              山本 亜也夫

様式第1号（第4条関係）

## 防災活動協力に関する要請書

〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長

様

加古川市長

災害時における防災活動協力に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

### 1. 第2条第1項関係

<input type="checkbox"/>	第2条第1項第1号
<input type="checkbox"/>	第2条第1項第2号
<input type="checkbox"/>	第2条第1項第3号
<input type="checkbox"/>	第2条第1項第4号

### 2. 第2条第2項関係

支援の内容	備考

担当者：